

水道施設台帳管理システム導入業務委託
公募型プロポーザル
審査要領

令和2年12月

秩父広域市町村圏組合水道局

水道施設台帳管理システム導入業務委託公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、秩父広域市町村圏組合水道局が公募型プロポーザルにより実施する水道施設台帳管理システム導入業務委託に係る受託候補者を適切に選定するために定める。

2 選定委員会

(1) 受託候補者を選定するために、水道施設台帳管理システム導入業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次のとおりとする。

- ① 水道局長
- ② 水道局次長
- ③ 水道局技監
- ④ 水道局課所長
- ⑤ 水道局維持管理部会正副部会長
- ⑥ 事務局長
- ⑦ 事務局契約検査課長
- ⑧ その他の水道局職員

(2) 選定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

(3) 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

(4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 審査方法

審査方法は、提出された参加表明書等、技術提案書及び技術提案に関するプレゼンテーションの内容により審査を行うものとする。

4 第1次審査

第1次審査は、事務局が、提出された参加表明書等を審査する。審査は、水道施設台帳管理システム導入業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第3条の規定により行う。

5 第2次審査

第2次審査は、選定委員会を開催し、提出された技術提案書等を別表の審査基準により審査し、実施要領第10条第1項に規定する最終提案事業者を3者程度選定する。各委員の総合評価点を合計して、その平均点を技術提案者の総合評価点とし、最も高い技術提案者から順次選定する。

6 最終審査

最終審査は、要領第11条の規定によるプレゼンテーションを実施した後に、選定委員会を開催し、提出された技術提案書等、第2次審査の結果及びプレゼンテーションの結果を別表の審査基準により審査し、各委員の総合評価点を合計して、その平均点を技術提案者の総合評価点とし、総合評価点が最も高い技術提案者を受託候補者とし、次に高い者を

準受託候補者として選定する。

7 事務局

選定委員会の庶務は、水道局浄水課において処理する。

別表

水道施設台帳管理システム導入業務委託評価審査基準表

評価区分	審査内容	着眼点
技術評価 (210 点)	I システム構築の実績と実施方針 (30 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者としてのアピール点 ・受注者として本事業の運用継続責任についての考え方 ・水道施設台帳システム(機器数 1500 台以上)の水道事業体での導入実績(過去 5 年間) ・本事業の要求水準書の理解度 ・水道事業とアセットマネジメントの考え方 ・システム構築の実施体制と考え方
	II 水道施設台帳システムの有用性 (50 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳管理システムの特長(ユーザビリティ、柔軟性(容量等の増大対応)など) ・データ項目の考え方 ・データ更新の考え方 ・診断・分析機能の考え方 ・出力帳票の考え方
	III システムの信頼性と情報セキュリティ (40 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳管理システムの信頼性と安全性の考え方 ・データ保護の考え方 ・クラウドシステムの考え方 ・通信方法及び回線の考え方
	IV サポート対応 (30 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用期間中の保守・サポートの考え方 ・システム異常時の体制と対応方法 ・障害発生時からの復旧対応方法
	V 将来への拡張性 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、将来への機能拡張や技術などの提案
	VI ランニング費用 (50 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・導入後 10 年間のシステム運用にかかるランニング費用(利用料、通信、保守、システム更新等)
価格評価 (50 点)	I 提案価格(50 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案見積金額と提案価格上限金額との比較
総合評価点(合計点数) 260 点		

※ 基準得点は、技術提案者の総合評価点が 180 点とし、基準得点未満の場合は、失格とする。